

別冊

生物多様性に関する 民間参画に向けた 日本の取組

事業者・事業者団体等の取組事例集



目 次

はじめに	1
事業者の取組事例	2
味の素株式会社	3
ミサワホーム株式会社	4
日本製紙株式会社	5
住友林業株式会社	6
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	7
イオン株式会社	8
富士フイルム株式会社	9
日本郵船株式会社	10
大成建設株式会社	11
住友商事株式会社	12
株式会社東芝	13
事業者団体の取組事例	14
一般社団法人 日本建設業連合会	15
日本製薬工業協会	16
日本製紙連合会	17
電機・電子 4 団体	18
名古屋商工会議所	19
地方公共団体の取組事例	20
愛知県	21
滋賀県	22
徳島県	23
福岡県	24
札幌市	25
横浜市	26
新潟市	27
静岡市	28
名古屋市	29
福岡市	30
東京都港区	31

はじめに

地球が誕生して以来、長い時間をかけて私たち人間も含めた様々な生物が生まれ、つながりあって生きてきました。この生物多様性がもたらす恵みによって、私たちの命や暮らしは支えられています。大量生産・大量消費を基調とする生活は、生物多様性を脅かす大きな要因となっています。将来にわたり、私たちが生物多様性の恵みを享受していくためには、社会を構成するあらゆる主体が連携し、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいく必要があります。

生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が、国、地方公共団体、事業者、NPO・NGO、国民などの様々な主体に広く認識され、それぞれの行動に反映されることを、「生物多様性の主流化」と呼んでいます。事業者も、様々な事業活動や社会貢献活動を通して、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことが求められています。

事業活動は多岐にわたるため、生物多様性の恵みを受け、影響を与えているのは、一部の事業者に限られることではありません。農林水産業、建設業、製造業、小売業、さらに金融業やマスメディアであっても、自然環境や農産物、木材、水産物などの生物資源の利用、サプライチェーンなど商品の流れや投融資を通じて、様々な場面で生物多様性との関わりがあり、生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮した事業活動を進めていくことが求められています。

本書では、我が国において、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する先駆的な取組を実践している事業者や事業者団体の取組、また、事業者や事業者団体の取組を後押ししている地方公共団体の取組を紹介します。これから取組を始めようとする事業者や事業者団体の方々などの参考にいただければ幸いです。

※「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」の本編には、本書に掲載した各取組の概要のほか、環境省の取組を含む生物多様性に関する国内外の動き、事業者による取組の実態、「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」（委員長：一般社団法人 日本経済団体連合会 会長、事務局：環境省）による取組、ビジネスセクターがこれから目指すべき将来像や各主体に期待される取組例などをまとめているので、あわせて御覧ください。

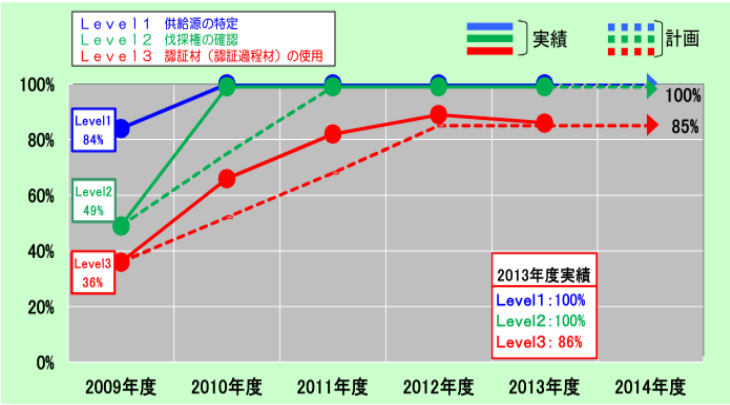
事業者の取組事例

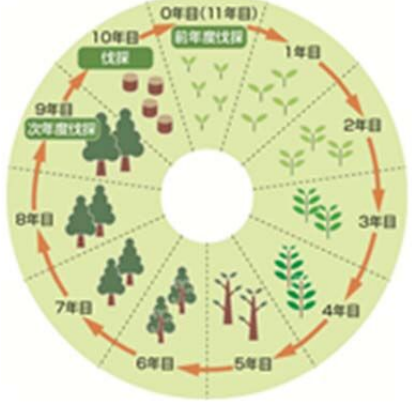
今日では、生物多様性の保全と持続可能な利用の取組に果たす事業者の役割はますます大きくなっています。また、事業者にとって、これらの取組がビジネスのリスクにもチャンスにもなりうることが強く認識されるようになってきています。我が国でも、社会貢献活動に加え、事業活動そのものとして、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた自主的な取組を行う事業者が増えてきています。

ここでは、原材料調達、生産・加工、生物資源の利用、投融資、販売、研究・開発、輸送、土地利用・開発事業、保有地管理といった事業活動の各場面において、先駆的な取組を進めている 11 の事業者の取組を紹介します。

味の素株式会社	p.3
ミサワホーム株式会社	p.4
日本製紙株式会社	p.5
住友林業株式会社	p.6
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	p.7
イオン株式会社	p.8
富士フイルム株式会社	p.9
日本郵船株式会社	p.10
大成建設株式会社	p.11
住友商事株式会社	p.12
株式会社東芝	p.13

味の素株式会社	
取組	サプライチェーン管理を通じた持続可能な調達の取組
背景	味の素株式会社では、創業 100 周年をむかえた 2009 年に「いのちのために働く」という理念を掲げた。生物資源に依存する自社の事業活動において、生物多様性保全の取組やサステナビリティへの配慮は最重要課題の一つと認識し、また国際ビジネスの場においても重要であることから様々な取組を進めてきている。
概要	■ サプライチェーン管理に関する行動指針の策定 気候変動等による原材料調達のリスクは近年増加してきていることから、社会的責任の観点だけでなく、安定した原材料調達を確保するためにも、サプライチェーン管理はますます重要となってきた。「味の素グループ 生物多様性に関する考え方と行動指針」（2012 年 1 月制定）では、サプライチェーン管理について以下のように定めている。 5.生態系や生物多様性に配慮して生産された原材料の使用を推進します。 ・使用する原材料の生産地の状況を把握します。 ・生態系や生物多様性の破壊にかかわる生産地や供給経路からの調達を避けます。 ・天然水産資源等の資源量調査や資源管理に貢献します。 6.生態系や生物多様性に配慮した輸送方法の使用を推進します。 ・外来侵入種問題を認識し、原材料や商品の輸送における不用意な生物の移動に伴って各地の生態系を攪乱しないように、輸送方法の選択に配慮します。 ■ サプライヤーCSR ガイドラインの策定 2013 年 11 月には、味の素グループ購買基本方針の一つとして「サプライヤーCSR ガイドライン」を制定した。ガイドラインでは原材料調達における生物多様性・生態系への配慮を取引先にも求めることを明文化している。ガイドライン発行にあたりほぼ全ての取引先に対してこれを周知するとともに、ガイドラインの説明会も開催した。さらに、主要な取引先 80 社に自己診断アンケートに協力してもらい、その結果は取引先にフィードバックしている。これらの取組を通じてサプライチェーン全体での意識の底上げを図っている。 ■ 持続可能な農畜水産物や紙の調達に向けた取組 「持続可能な農畜水産物調達に向けた方針・ガイドライン類」を作成するなど、農畜水産物や紙資源を中心に重要原料の持続可能な調達に向けた調査や確認に力を入れている。 ・「持続可能なパーム油のための円卓会議」に加入し、2018 年までの認証パーム油への全面切り替えに向けて取組を進めている。 ・主要原料のカツオについては、標識放流調査を通じ、カツオ資源保全のための国際的合意へ貢献している。国際会議等にも出席し、カツオの乱獲を防ぐための国際的な合意形成に、基礎調査情報の提供という形でかわり、国際社会の仕組みづくりから深く入り込んでいる。 ・「紙の環境配慮調達ガイドライン」を策定し、事務用紙、包装用紙、販促資材等において、認証紙や再生紙を優先的に調達する等、適切な原料から生産された「紙」の使用を推進。  画像提供：味の素株式会社
取組のポイント	グループ調達センターが中心となり、原料、包材及び間接材（含むコピー用紙）の調達について対応している。 全世界に拠点を展開しているが、それぞれの地域にねざした原材料を調達し、それぞれの地域の人々の暮らしに合った製品を提供できるよう、マルチローカルな視点で取り組んでいる。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	生物多様性行動指針において、行政、NGO、地域社会、他企業等、広く社会と協働・連携していくことを掲げている。また、企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)への役員参加や、他企業の生物多様性戦略作成への協力など、生物多様性に関わるネットワークを構築している。
今後の展開	アンケートを含むサプライヤーの状況把握の流れをどのように定着させるかが課題である。「サプライヤーCSR ガイドライン」はあくまでも枠組みであり、これを応用しながら、順応的管理の視点で取組を継続していく。
参考ウェブサイト	http://www.ajinomoto.co.jp/

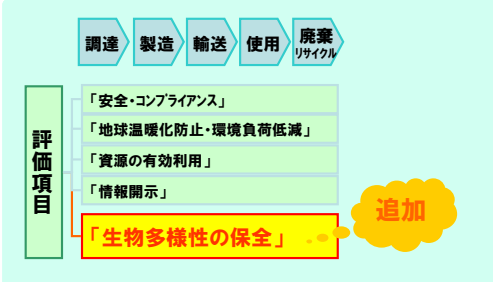
ミサワホーム株式会社										
取組	生物多様性保全のための「木材調達ガイドライン」の策定及びサプライヤーへの意識改革									
背景	ミサワホーム株式会社は、木質系の住宅メーカーであり、本業において森林資源から多大なる恩恵を受けていることから、CBD-COP10 以前より木材調達に対しての行動の必要性が認識されていた。当時、サプライヤーは生物多様性に対する意識が薄かったが、木材調達における生物多様性保全の重要性の認識の高まりなど、CBD-COP10 の流れをきっかけとして木材調達のガイドラインを策定した。									
概要	■木材調達ガイドラインの策定 2010 年 6 月に、木質材料を特に多く使用する木質系住宅に使う構造体の調達についての方針を策定した。調達する木材について次の 3 つのレベルで数値目標を設定し、各々について行動計画を掲げている。 <table><tr><td>Level 1</td><td>供給源の特定</td><td>・森林供給源まで遡ったサプライチェーンを明確にするため仕入れ先に調査を実施する</td></tr><tr><td>Level 2</td><td>伐採権の確認</td><td>・森林供給源の合法性を検証する</td></tr><tr><td>Level 3</td><td>認証材の使用</td><td>・森林認証を受けた木材を使用する</td></tr></table> (※認証過程材を含む) 最も厳しいレベル 3 では森林認証材（認証過程材を含む）の調達率を 2014 年度までに 70%とする目標を掲げたが、2011 年度には達成したことにより目標を上方修正した。以降 85%以上を維持しているなど取組が進んでいる。 サプライヤーの意識改革として、パートナー関係にある環境 NGO（WWF Japan）と連携して勉強会を開催するなどコミュニケーションを図りながら、協力体制を構築していった。 調達状況の確認には WWF Japan が公開しているチェックリストを使用し、トレーサビリティの確保や森林管理の適切性について責任ある管理体制を組んでいる。  2013年度実績 Level1: 100% Level2: 100% Level3: 86% 画像提供：ミサワホーム株式会社	Level 1	供給源の特定	・森林供給源まで遡ったサプライチェーンを明確にするため仕入れ先に調査を実施する	Level 2	伐採権の確認	・森林供給源の合法性を検証する	Level 3	認証材の使用	・森林認証を受けた木材を使用する
Level 1	供給源の特定	・森林供給源まで遡ったサプライチェーンを明確にするため仕入れ先に調査を実施する								
Level 2	伐採権の確認	・森林供給源の合法性を検証する								
Level 3	認証材の使用	・森林認証を受けた木材を使用する								
取組のポイント	定期的に第三者からの評価を得ることで、会社の現状について客観的な把握が可能となっている。ステークホルダーである NGO との連携を図り、サプライヤーの協力体制のもと取組を推進している。取組を 3 段階にわけることで、進捗が見えやすくなっており、また達成状況から目標を高めるなど、積極的に取組を行っている。また環境マネジメントシステムにおいても目標管理項目とし、進捗状況を定期的にレビューすることで継続的改善が可能となっている。									
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	NGO（WWF Japan）と連携し、サプライヤーへの意識改革を図っている。毎年の進捗実績とともに NGO からの評価、助言もホームページ上で公開し、ミサワホームの顧客、一般消費者、株主、投資家といったステークホルダーからの意見も募集している。									
今後の展開	木材使用量が多い構造材については引き続き認証材の使用を推進するとともに、内装仕上材や造作材についても生物多様性保全に配慮された木材の使用を推進する。これまでの現状を踏まえ次期木材調達ガイドラインとしてステップアップさせていく。									
参考ウェブサイト	http://www.misawa.co.jp/									

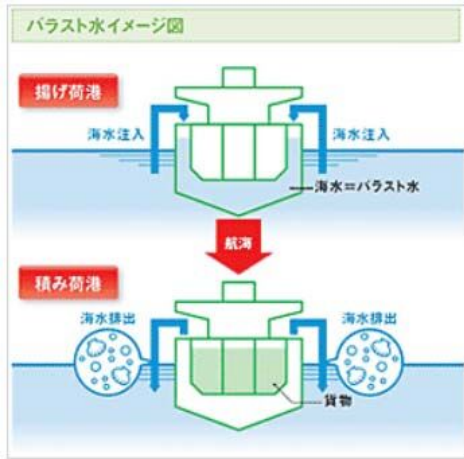
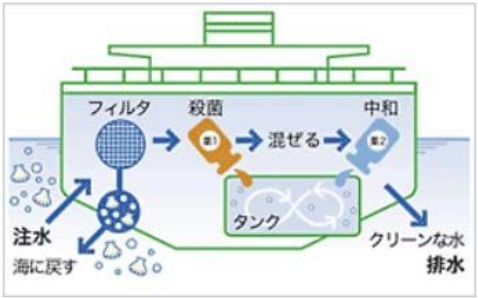
日本製紙株式会社	
取組	生物多様性に配慮した森林経営と原材料調達
背景	日本製紙株式会社では、森林資源を基盤とした事業活動を行っており、環境憲章の理念に「生物多様性に配慮した企業活動」を掲げているなど、持続可能な資源利用の必要性が認識されてきた。海外からの原材料調達については、以前から森林資源の利用と保護のあり方について、環境 NGO との間で活発な議論が続けられてきたことから、持続可能な森林資源の利用は必須の課題となっていた。
概要	■ 生物多様性に配慮した森林経営 国内社有林の約 20%にあたる 18,000ha を木材生産目的の伐採を禁止し、地域の生態系や水源涵養などの環境機能を保全する「環境林分」に指定している。 また、海外では「TreeFarm 構想（右図）」に基づく植林事業を 4ヶ国で展開し、紙の原材料を持続可能な形で自ら作り上げると共に、「持続可能な森林経営」の実現を目指し、国内外で管理するすべての森林で「持続可能な森林経営」を第 3 者が審査認証する「森林認証」を取得している。  画像提供：日本製紙株式会社 ■ 生物多様性に配慮した原材料調達 木質資源の原材料調達においても、「持続可能な森林経営」を重視し、サプライチェーンマネジメントのツールとして「森林認証制度」を積極的に活用している。また、「原材料調達に関する理念と基本方針」を 2005 年 10 月に掲げ、生物多様性の保全を含む「持続可能な森林経営」が行われている森林からの調達拡大を進めている。 ■ 生物多様性に関する勉強会等の開催 従業員への能力構築として、生物多様性をテーマとした社内向けの勉強会を開催している。今後、各地工場スタッフへの教育・訓練のツールである e-learning でも生物多様性をテーマとして扱っていく予定である。  写真提供：日本製紙株式会社
取組のポイント	「生物多様性保全に配慮しない事業活動は、持続可能な企業活動におけるリスクである」という共通認識が社内であることから、原材料調達部門と環境安全部などが協働して取組を実施している。 取組着手時には課題もあったが、結果的に効率の良いビジネスシステムの構築につながっており、本業における取組であることのメリットも生じている。 従業員への能力構築についても様々な場面で生物多様性をテーマとして扱っている。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	「原材料調達に関する理念と基本方針」策定時には、原案を公開して国内外のステークホルダーから広く意見を募集し、一部の原案の修正に反映させた。
今後の展開	認証の取得を推進するとともに、資源の管理だけでなく、工場等サプライチェーンにおける取組を推進していく。また、社員への能力構築を実施していく。
参考ウェブサイト	http://www.nipponpapergroup.com/

住友林業株式会社	
取組	木材調達理念・方針・行動計画を通じた生物多様性に配慮した調達等
背景	住友林業株式会社は、経営理念・環境理念に基づき、2002年7月に「グリーン調達ガイドライン」、2007年6月に「木材調達理念・方針」を策定するとともに、独自の「木材調達基準」を定めている。木材は再生可能な天然資源であり、森林生態系と森林の持つ自然の恵みをかけがえない貴重な人類共有の財産としてとらえ、森林と共存して発展する持続可能な社会の実現のため、仕入先と協力しながら、環境面と社会面に配慮した木材調達を行ってきている。
概要	■持続可能な木材調達 調達する木材・木材製品の評価は、「仕入先の環境を含めたCSR面の取組姿勢（企業活動評価）」と「商品の合法性や環境に与える負荷の大きさの確認（商品評価）」の2つの側面から行っている。また、仕入先ごとの合法性確認審査は調達国やエリア別に「木材調達委員会」の中で行っており、その委員会のメンバーは事業部門のみならず管理部門や広報部門を含めた様々な部署により構成されている。なお、グループ会社は、持続可能な木材として特に森林認証材、植林木、国産材の取扱い増大を推進している。 2012年からは合法性や環境面に加え、社会面も含めた責任ある調達を行い、「グリーン調達ガイドライン」や「木材調達基準」にも反映させている。また、社有林全ての森林認証維持を含めた目標を定めて取り組んでいる。 ■生物多様性に配慮した緑化等の取組 持続可能な森林管理のもと、国内外で産業植林や環境植林を実施している。また、グループ会社の住友林業緑化株式会社は、生物多様性に配慮した緑化植物提案手法「ハーモニックプランツ®」（地域の生態系を考慮した植栽種の選定）を住宅の外構植栽を含めた緑化事業で取り入れている。  画像提供：住友林業株式会社  写真提供：住友林業株式会社
取組のポイント	重要な資材である木材の調達に関して、理念・方針・基準を定め、委員会組織により実効性のある計画を策定して取り組んでいる。また、木材調達を自社で行っているため、単に基準等を定めるだけでなく、現地の駐在員が直接仕入先や植林エリア、伐採現場を訪問し調査することで、実態の検証も行っている。このようなことから、日経BP社の「環境ブランド調査」では、自然保護と生物多様性への取組において、ハウスメーカーの中でも高い評価を得ている。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	経営体制、社会性報告、環境報告の3つからなるCSRレポートをウェブサイトで公開している。この中で「第3次木材調達行動計画」（2013～2015年度）に対する取組として、調達木材・木材製品の合法性確認や森林認証材・植林木・国産材の調達・利用推進、燃料用木質チップの取扱量拡大、未利用材の活用による木材資源の有効利用、ステークホルダーへの啓発活動を挙げている。
今後の展開	2014年10月に「環境経営中期計画」（2015年～2020年）を策定し、計画に定めた目標の2020年度までの達成に向け、取組を進めていく。なお、従来の木材調達行動計画は、この計画に併合されたが、生物多様性保全の取組や、環境に配慮した持続可能な木材の調達については引き続き各部署で目標項目を設定しており、今後もその達成に向けて取り組んでいく。
参考ウェブサイト	http://sfc.jp/

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	
取組	自然資本評価型環境格付け融資の実施
背景	企業が事業を継続するためには、資源としての自然資本の持続可能な利用が重要であり、サプライチェーンにおいても、自然資本に関する問題に取り組むことが経営戦略上不可欠だという認識が海外を中心に高まってきている。三井住友トラスト・ホールディングス株式会社では、CBD-COP9（ドイツ）への参加を機に、「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」リーダーシップ宣言への署名、TEEB（生物多様性と生態系の経済学）中間報告の翻訳など、自然資本に関する本格的な取組を開始し、2010 年には生物多様性に特化した株式投信を世界で初めて開発するなど金融界を牽引してきた。2012 年 6 月にリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」において国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「自然資本宣言」に国内の金融機関として唯一、署名している。
概要	■ 自然資本評価型環境格付け融資の取り扱い開始 国家レベルでの自然資本のリスクについて、短期的には国際商品価格の変動リスク、中期的には原材料の枯渇リスク、長期的には気候変動にともなう様々な変化が顕在化するリスクが想定される。国家レベルのリスクは企業のリスクに直結しており、特に原材料を輸入に頼る日本企業のリスク把握においては、原材料の調達に影響を及ぼすリスクを定量的に把握する手法を取り入れる必要性が高まっている。このような流れの中で、2013 年 4 月、企業の環境に対する取組を評価する環境格付けの評価プロセスに、自然資本に対する影響や、取組を評価する考え方を組み込んだ「自然資本評価型環境格付け融資」を開始した。 環境格付け融資 環境格付けの評価項目 - 戦略と環境マネジメント - 気候変動／温暖化対策 - 資源循環／汚染対策 - 製品の環境配慮・環境ビジネス - 環境配慮型不動産 - 生物多様性 自然資本に関する 定性評価を導入 環境格付けに基づく融資条件の決定 (利子補給制度対応) + 自然資本評価(オプション) 自然資本の5要素 - 動物相 - 植物相 - 水 - 土壌 - 大気 自然資本評価の対象3項目 - 水使用量 - 土地利用面積 - GHG* 排出量 ※ GHG: 温室効果ガス サブプライチェーン上流での環境負荷、 リスク情報をレポートニング 画像提供：三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 5 つの自然資本（水・土壌・大気・動物・植物）のうち、動物と植物については数値化・評価の仕方が難しいことから、現時点では水・土壌・大気のみを用いて計算を行っている。自然資本評価ツール ESCHER（エッシャー）により、自然資本への依存度を、調達品目ごと、国（地域ごと）に算定しており、計算はプライスウォーターハウス・パーパス株式会社に委託している。計算サービスは有料であるが、企業側の関心は徐々に高まってきている。
取組のポイント	自然資本の評価を融資基準に組み入れるという取組は世界初の試みである。 企業側のメリットとして、調達リスクの評価や調達ルートの見直しに使える等、実際の経営問題の洗い出しや改善に活かすことができるほか、計算結果を重要な非財務情報として環境報告書等で開示することで投資家のニーズに応えることができる。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	2013 年より企業、研究機関、環境省をメンバーとした自然資本研究会を開催している。環境 NGO との関係も深い。また、国際会議や UNEP-FI、自然資本宣言、ビジネスと生物多様性イニシアティブ、UNPRI 等での国際的なネットワークを通じて密に情報収集している。国内では環境省が主管する「21 世紀金融行動原則」は金融界の非常に重要なネットワークである。
今後の展開	「自然資本評価型環境格付け融資」についてはまだ認知度が十分ではなく、ビジネス的な成功を目指していく必要がある。一方で計算手法の改善も重要であり、自然資本のうち、動植物の部分のいかに計算し、組み込んでいくかが課題である。 また、統合報告で開示すべき 6 つの資本の中に自然資本が含まれていることに注目しており、企業が財務情報の関わりの中で自然資本についてどのように情報を開示するのがポイントになると考えている。
参考ウェブサイト	http://smth.jp/

イオン株式会社	
取組	認証製品の普及の取組
背景	イオン株式会社は、2010 年 3 月に、生物多様性の保全をめざして「イオン生物多様性方針」を策定した。この原則に則して、自然資源を未来に残すという社会的責任を果たすため、認証商品の取り扱い等の持続可能な調達の取組を推進している。
概要	■イオン持続可能な調達原則の策定 2014 年 2 月に「イオン持続可能な調達原則」を策定し、これらを受けた具体的な取組として、認証商品の販売などに力を入れている。 ①自然資源の違法な取引・採取・漁獲を排除します。 ②生物多様性保全、自然資源枯渇防止の観点で、イオン基準を設定・運用します。 ③再生不可能な資源の利用については、最小限に留めます。 ④農産物や漁業資源の産地、漁獲方法などのトレーサビリティを確立します。 ⑤林産物において、保護価値の高い森林の破壊を防止します。 ■持続可能な水産物の調達 日本の小売業として初の MSC 認証商品加工ライセンス（MSC-CoC）を取得し、2006 年に MSC 認証商品の取扱いを開始した後、順次取扱商品を拡大し、本格的な品揃えと販売を実現している。 また、2014 年 2 月には、アジアで初となる ASC（Aquaculture Stewardship Council）認証を取得した「トップバリュ 生アトランティックサーモン」の販売を開始した。これにより、イオンでは天然魚と養殖魚の両方の認証商品を取り扱うこととなった。   写真提供：イオン株式会社 ■森林認証商品や木材の利用 イオンは、FSC 認証紙を使用したノートなどを 2008 年から販売し、2011 年度からは値札やタグといった使用頻度の高い副資材に FSC 認証の資材を使用している。 また、グループ会社であるミニストップ株式会社は、国産 FSC 認証材を 100%使用し、コンビニエンスストアとしては日本で初めて「FSC 認証」を取得した店舗を出店し、2014 年 2 月時点で 89 店舗まで拡大した。
取組のポイント	持続可能な水産物等を取り扱ううえで、顧客への説明が重要と考えた。特に MSC 認証や ASC 認証は一般の消費者にとっては分かりづらく、工夫が必要であった。そこで、N G O と共同で映像を準備し、店頭で流すとともに、映像の中での説明では一般の消費者にとっても分かりやすい言葉に言い換えるなど工夫した。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	社外にはニュースリリースのほか、ウェブサイトや「イオン環境・社会報告書」（ウェブ版、冊子版）等で取組状況を広報している。 顧客に対しては、店頭でのコミュニケーションが効果的であるため、前述のとおり映像を作成し、店頭で流したほか、従業員からの説明が可能となるよう工夫している。
今後の展開	いずれの取組も順次拡大していく予定である。特に ASC 認証については、今後、さらに魚種を拡大することを目指している。 また、顧客とのコミュニケーションを円滑にするため、従業員の説明能力をさらに向上させることを検討している。
参考ウェブサイト	http://www.aeon.info/

富士フイルム株式会社	
取組	製品設計段階からの生物多様性への配慮強化
背景	富士フイルムは、創業の原点である写真フィルムの製造時に「大量で清浄な水と空気」が不可欠であることから、「環境配慮・環境保全は企業の根幹を成す」という考え方を事業活動の根底におき、様々な環境保全活動に取り組み、生物多様性の維持・保全に努めている。
概要	■「環境配慮設計規則」への生物多様性保全の観点の組み込み 富士フイルムおよび関係会社では、「富士フイルムグループグリーン・ポリシー」の重点実施事項の一つとして「環境配慮設計」に基づく「環境価値の高い製品・サービスの開発と普及」に取り組んでいる。「環境配慮設計」は、商品開発の初期段階で、3R（リデュース・リユース・リサイクル）、含有化学物質、使用資源、省電力、安全性、コンプライアンスなどの観点で、製品ライフサイクル全体を考慮した環境品質目標を設定し、開発完了時に目標達成度を審査する仕組みである。2003 年 4 月以降は、すべての新製品・改良品の設計を「環境配慮設計規則」に従って実施し、2010 年 2 月からは、「生物多様性方針（富士フイルムホールディングス制定）」を具現化する取組として、環境配慮設計に「生物多様性の保全」を組み込み、運用を進めている。 「環境配慮設計規則」における、製品設計での具体的な「生物多様性保全」配慮の評価項目は以下の 2 点である。 ①自然環境の保全と生物多様性の維持を図るための、生態系への影響回避または最小化に向けた取組（製造での取組） ②長期的視点から生物資源の持続的供給に関するリスクマネジメント（生物資源の調達での取組） 環境配慮設計では、「LCA 運用手順」に基づいて、調達から製造、物流、使用、廃棄・リサイクルに至る製品ライフサイクル全体を通じた LCA 評価を行い、環境負荷を定量的、客観的に評価している。 生態系への影響は、①の観点で、製造過程での取組により回避、最小化を図っており、②の観点で、例えば調達先企業に対するヒアリングにより、カメラケース材料用の牛皮の調達の合法性確認や、紙の調達における合法性の確認などを実施している。  画像提供：富士フイルム株式会社
取組のポイント	製品開発の初期段階で生物多様性保全の観点を組み込んだ「環境品質目標シート」を用いて製品ライフサイクル全体を考慮した環境品質目標を設定し、開発完了後に目標達成度を審査し、環境品質が承認されなければ製品化されない仕組みで運用している。環境品質目標シートの情報はデータベースに登録され、社内の関係者で共有している。販売開始後も、製造条件等変更時には再評価を行う他、環境配慮設計推進委員会においてトピックを紹介するなどして、社内の情報共有も行っている。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	調達先企業に対するヒアリングによる資材の合法性確認等を行っている。また、富士フイルムホールディングスが毎年公開しているグループのサステナビリティレポートにおいて、生物多様性の保全に関するページを設け、第三者の意見も掲載しながら情報公開を行っており、ホームページでも同内容を発信している。
今後の展開	今後も本システムを活用して、自社製品の生物多様性に係る影響の軽減を図ることとしている。
参考ウェブサイト	http://fujifilm.jp/

日本郵船株式会社	
取組	バラスト水処理装置の搭載
背景	水生生物の移動は、各地でその地域の海洋生態系の劣化、生物多様性への影響要因となっており、2004 年には国際海事機関（IMO）によりバラスト水管理条約が採択された。バラスト水は船舶を安全に航行させるため、貨物未積載時等に船底のタンクに注入する海水や淡水で、これが未処理のまま水域に放出されると各種の水生生物の越境移動の原因となる。まだ発効前であるが、2015 年 1 月現在で 44 か国が批准しており、発効後はバラスト水（沈殿物を含む）の管理や処理が義務付けられる。また、IMO が定めるもの以外に規制を検討している国もあり、バラスト水処理装置のない船舶はその国には寄港できなくなる可能性もあるなど、取組の重要性が認識されてきた。
概要	■ バラスト水処理施設装置の搭載 2010 年 9 月には自動車専用船「エメラルドリーダー」に国土交通省の型式承認を受けたバラスト水処理装置「JFE バラストエース」を運航船として初めて搭載した。バラスト水処理装置とは、バラスト水とともに運ばれた海洋生物を殺滅処理し生態系を乱すことのないようにする装置である。   バラスト水処理イメージ図 画像提供：日本郵船株式会社
取組のポイント	条約に基づき規制が行われると、多くの国でバラスト水処理装置を搭載していない船が入港できなくなる等の事業リスクが生じる可能性がある。バラスト水管理条約に係る国際動向を正しく理解し、生物多様性への影響を低減するため、時間及び資金を要するバラスト水処理装置の搭載への戦略的な設備投資を行い、2014 年 8 月時点で 50 隻以上の船舶に搭載している。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	バラスト水処理装置は IMO の型式認証を受ける必要があり、日本では国土交通省が認証を行っている。国土交通省や処理装置メーカー等の外部のステークホルダーとも連携し、認証基準の整備やバラスト水処理装置の開発に協力してきた。また、取組状況はウェブサイト等で広く公開している。
今後の展開	日本郵船では 2008 年から環境への取組を強化しており、バラスト水処理装置についても環境グループが国際動向等情報収集を行い、技術系部門と共に、海上輸送サービスを提供している営業部門と協議して、実際の搭載スケジュールや方法を決めていくという体制を構築している。今後も戦略的に搭載を進めて事業リスクを低減に努め、海洋生態系の保全、業界での取組の促進に寄与する予定である。また、2030 年を目標に CO2 を 69%削減するスーパーエコシップ構想等の取組も行っている。
参考ウェブサイト	http://www.nyk.com/

大成建設株式会社									
取組	環境分析に基づく外構計画と長期の環境モニタリングによるその検証								
背景	大成建設株式会社では、「環境と開発に関する国連会議(1992年)」以降、独自に開発した「エコロジカルプランニング」という計画ツールを用いて、生物多様性に配慮した施設の計画・設計・施工を提案・実施している。エコロジカルプランニングは、「地域を知る」ことを基本とした計画ツールであり、その中では、建設予定地周辺について、生き物（鳥類等）の視点から統計的な手法も用いた生態系ネットワークの評価も行われ、緑地等の計画に活かされている。								
概要	■札幌ドームにおけるエコロジカルプランニング 札幌ドームは、予定地が住宅地と自然豊かな羊ケ丘に隣接しており、設計条件として自然への配慮が定められていた。そこで、エコロジカルプランニングの手法を使用して外構の計画を支援し、生物に配慮した外構が構築された。 札幌ドーム予定地周辺の生態系ネットワークの評価は、10km 四方の範囲を 500m メッシュで区分し、メッシュごとの鳥類の出現種と土地被覆情報の調査・分析により行われた。調査結果を基に生物多様性に配慮するため、鳥類等の指標種の利用を考慮した樹林・草地が計画された。生態系全体を評価するため、食物連鎖の上位に位置している鳥類が主要な評価指標となっている。 また、竣工後には、モニタリングが 10 年間行われ、計画の妥当性が検証された。生物の種と種数が検証の指標とされ、竣工年こそ鳥類の種数が計画段階の時点（着工前）に比べ少し減少したが、2010 年には指標とした鳥類の多くが確認された他、鳥類、蝶、トンボの種数が全て計画段階の時点より増加し、着工前よりむしろ生物多様性は高くなったと評価された。 現在は、管理運営会社である株式会社札幌ドームにより、安全性に問題がない限り樹木の伐採を控える等、自然環境に配慮した管理運営が行われている。  写真提供：大成建設株式会社  画像提供：大成建設株式会社 <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th>着工前 (1997年)</th> <th>竣工後10年 (2010年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23種</td> <td>36種</td> </tr> <tr> <td>10種</td> <td>33種</td> </tr> <tr> <td>5種</td> <td>22種</td> </tr> </tbody> </table>	着工前 (1997年)	竣工後10年 (2010年)	23種	36種	10種	33種	5種	22種
着工前 (1997年)	竣工後10年 (2010年)								
23種	36種								
10種	33種								
5種	22種								
取組のポイント	計画、施工からモニタリングまでに民間会社一社が関与することは異例であり、特に本事例のように生物多様性に関するモニタリングまで実施した事例は少ない。近年は公共事業を中心に、環境に配慮した建設が求められるようになっており、環境カルテ（4つのカテゴリー、3つのスケールで地域特性の現状を分析）を活用したエコロジカルプランニングという計画ツールは、他の案件でも使用されている。また、顧客の社内意思決定・合意のための定量評価、計画の具体化にも役立つツールとなっている。								
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	上記の事例では株式会社札幌ドームが主体となり、小学校との連携や子供向けの環境啓発イベントを開催している。このほか、自社の取組を紹介した講演、大学の環境学部への非常勤講師への社員の派遣等、幅広く外部への協力を行っている。								
今後の展開	札幌ドーム等で得られた知見を活かして、タブレットを利用した生物多様性の評価・コミュニケーションツール「いきものコンシェルジュ」を開発。エコロジカルプランニングを「都市における森づくり」に発展・展開するなど、生物多様性に資する取組を数多く実施。今後も顧客先に生物多様性に配慮した計画を提案し、自然を保全する価値の理解を推進していく予定。								
参考ウェブサイト	http://www.taisei.co.jp/								

住友商事株式会社	
取組	鉱山開発事業における環境保全の包括的取組
背景	住友商事には社会との共生、事業活動そのもので社会に貢献していくという事業精神がある。マダガスカル東部での世界最大級のニッケル鉱山開発事業であるアンバトビー・プロジェクトは、高品質なニッケル・コバルトの持続可能な生産、安全面、環境面、ソーシャル面、品質・コスト効率面でワールドクラスの結果をもたらすことをビジョンに掲げてスタートしたプロジェクトであり、事業内容が事業精神に合致すると判断したことから、2005 年に事業への参画を決定した。
概要	「アンバトビー・プロジェクト」は、日本・カナダ・韓国の 3 国共同による世界最大規模のニッケル開発プロジェクトである。住友商事は、現地の採掘・精錬会社に融資・出資するとともにプロジェクトファイナンスを組成、韓国鉱物資源公社（Kores）とは共同で販売を担っている。 本プロジェクトの計画・実行に際しては、マダガスカルの国内法遵守のみならず、「国際金融公社（IFC）パフォーマンス・スタンダード」、「赤道原則」などの国際基準にも準拠した環境マネジメントを実施している。 ■最も厳しい環境基準の遵守 以下の通り、生物多様性保全をはじめとする環境保全活動に包括的に取り組んでいる。 ・ 鉱山周辺には希少生物保護のためにバッファゾーン（緩衝地帯）を設置。同ゾーンに生物を移殖した他、植物を繁殖させ、植生を復元してきた。 ・ パイプラインの建設開始後、敷設予定ルート上に重要な生息地が複数発見された為、これらを迂回するルートを再設定した。 ・ 保護が必要と判断された絶滅危惧種などについては、保護区内への移植の他、養魚システムで飼育・繁殖させ、自然界へ戻すといった活動を行ってきた。 ■大規模な生物多様性オフセットプログラムの推進 「ノーネットロス、ネットゲイン」のコンセプトのもと、生物多様性オフセットプログラム(BBOP)のパイロットプロジェクト第 1 号として、鉱山サイトと植生の似た地区を中心に、インパクトを受けたエリア面積の 10 倍近い総面積の保全を実現する計画を進めている。
取組のポイント	生産・調達等の過程における生物多様性保全など環境・ソーシャル面での配慮が、現地国・地域社会からのソーシャルライセンス獲得につながり、持続可能な事業となる。 本プロジェクト推進により、生物多様性の保全のみならず、地域雇用の促進、インフラ網の整備、トレーニング・教育の機会創出、農業技術向上等、マダガスカルの持続可能な発展につながる様々な貢献をしている。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	マダガスカル政府をはじめ、Conservation International や Duke Lemur Center、Missouri Botanical Garden など同国内外の環境専門家、及び同国内 NGO 等とも協力しながら、保全活動を推進している。
今後の展開	本プロジェクトは現在進行形であるが、5 箇所の保全エリアでのオフセットを推進するにあたり、「ノーネットロス、ネットゲイン」の実現が 10-20 年間で可能となる見通しも立ってきている。準備周到なアプローチに基づいて様々なリスクや不確実性を考慮しており、今後は優先種の分布等の追加データや保全活動の進捗、森林劣化の進行度合いのモニタリングによって予測に資する計算結果を洗練させていく予定である。
参考ウェブサイト	http://www.sumitomocorp.co.jp/



写真提供：住友商事株式会社

株式会社東芝	
取組	工場における生態系ネットワークの構築と希少な動植物の生息域外保全
背景	地球温暖化や廃棄物問題に比べて生物多様性の保全については認知度が低いことから、世界各地で生物多様性の主流化が進められているが、十分に進んでいる状況ではない。 企業や市民レベルで主流化を進めるうえでは、より身近な自然に日常的に触れられる活動が重要であり、工場の敷地内で行う生物多様性の取組がこれに寄与できると考えた。
概要	■ビオトープの整備など希少な動植物の生息域保全 ビオトープの整備は「生物多様性調査」「指標選定」「効果測定」の3ステップで進めている。 ・【生物多様性調査】敷地内の生き物調査や立地地域のレッドリスト調査、専門家による踏査、周辺地域を含む生物多様性ポテンシャル評価などを実施 ・【指標選定】上記の調査データを基に指標となる生き物を選定したうえで、指標を保護・拡大するための施策を実施 ・【効果測定】定期的な効果測定を行い、プロセスの妥当性の検証を実施 東芝キヤリア富士事業所では、敷地内の緑地にビオトープを整備した。工場排水を太陽光パネルを利用したポンプで汲み上げて池に導入し、メダカやゲンゴロウ、トンボのヤゴなど多数の水生生物が生息するとともに、ヒメシャガ（静岡県 RDB 絶滅危惧 IB 類）、シラン（同準絶滅危惧）などの希少な植物も保護している。 ■工場を中心とした生態系ネットワークの構築 東芝グループでは、工場とその周辺地域を結ぶ生態系ネットワークの構築をめざして、家庭菜園としてユズ、スダチなどを自宅で栽培している従業員に対し、葉に付くアゲハ蝶の幼虫をすべては駆除せずに、成虫になるまで見届けようと呼び掛けている。 さらに、各工場の緑地の一角にユズ畑を整備し、従業員の家庭菜園にきた蝶の卵や幼虫の避難場所とすることを計画している。  写真提供：株式会社東芝  画像提供：株式会社東芝
取組のポイント	地域住民などの意識変革を促し、生物多様性の主流化にも貢献することを視野に入れている。この観点からは、参加者から「自宅で子どもとアゲハ蝶の観察日記をつけた」といった感想が寄せられるなど、徐々にその成果は表れ始めている。 また、手間もお金もかけない簡易的な手法ながら実効性の高い生物多様性貢献活動が可能であり、中小企業などでも実践が可能である。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	地域住民や従業員の家族とのコミュニケーションを実施し、自社の取組に参加してもらえるよう呼びかけている。 その他、取組の目的や成果を環境報告書などで公表している。
今後の展開	東芝グループでは、グローバル 64 拠点でビオトープを整備することを目指しており、中期計画では、ビオトープ整備の3つのステップ「生物多様性調査」「指標選定」「効果測定」を毎年 32 拠点（50%）以上実施していくことにしている。 また、今後は企業間連携など広域的な活動も視野に入れている。
参考ウェブサイト	http://eco.toshiba.co.jp/

事業者団体の取組事例

我が国には業種単位で事業者をまとめる立場にある事業者団体（業界団体）が存在しています。事業活動と生物多様性の関係は事業の内容によって様々ですが、同一業種であればその関係は類似しているため、業種単位で事業者をまとめる立場にある事業者団体には、業種の特性を考慮した取組の方向性を示すなど、事業者の取組を促進する役割が期待されています。

また、生物多様性の主流化を進める上で、中小の事業者による取組の促進が一つの課題であり、地方経済界にも地方の事業者の取組を促進する役割が期待されています。

ここでは、事業者団体が主体となって業界における行動指針等を作成し、業界内の個別事業者の取組を促進するなど、先駆的な取組を進めている 5 つの事業者団体の取組を紹介します。

一般社団法人 日本建設業連合会	p.15
日本製薬工業協会	p.16
日本製紙連合会	p.17
電機・電子 4 団体	p.18
名古屋商工会議所	p.19

一般社団法人 日本建設業連合会	
取組	環境自主行動計画への「生物多様性の保全および持続可能な利用の促進」の追加
背景	日本建設業連合会では、「生物多様性と建設業の関わり」をテーマとして 2009 年より様々な取組を始めている。CBD-COP10 等を契機として、生物多様性に目を向けるべきという機運となり、それまでは環境リスクマネジメントや CSR が環境関連の課題の中心だったが、世界的な新しい流れとして生物多様性に取り組むこととした。
概要	■ アンケート調査による会員企業の取組の把握 2010 年度には、建設業における生物多様性の保全や持続可能な利用に係る取組の現状を把握するため、会員企業 148 社にアンケートを実施し、その結果を「生物多様性と建設業の係わり」というレポートとしてとりまとめた。取組内容として、生態系に配慮した施設（アニマルパスウェイ、ビオトープ、生物共生護岸等）の設計・施工や、施工時の希少種保護措置、法面緑化における外来種対策等、様々な回答があったが、一方で生物多様性の認知度はまだ高くないことも明らかとなった。さらに、2012 年度には建設事業における生物多様性への配慮事例の具体的内容や発注者の要求事例を調査・分析し、今後取り組むべき方向性について検討を行った。 ■ 環境自主行動計画における生物多様性に係る項目の新設 会員企業の取組状況の把握結果をふまえ、環境自主行動計画の第 4 版（2010 年 4 月）において「生物多様性」の文言を初めて項目として追加した。さらに、環境自主行動計画の第 5 版（2013 年 4 月）では「自然共生社会」の章を設け、生物多様性の保全に配慮した技術や手法開発の促進、建設工事における生物多様性の保全および持続可能な利用に配慮した取組の推進を目標として掲げ、会員企業の取組を促しているところである。環境自主行動計画については毎年フォローアップを実施しており、報告書を公開している。  画像提供：一般社団法人 日本建設業連合会
所属団体とのコミュニケーション	アンケートを通じて会員企業における生物多様性の認知度や取組状況を把握し、レポートとして会員企業に周知するといった相互の情報共有を実施している。環境自主行動計画に生物多様性の項目を追加する際にも、これからの建設業界に必要な取組方策の一つとして提案し理解を求めた。一方で、生物多様性保全の認知度は高くなく、会員企業間の取組意識の差が大きいことから、会員企業全体の意識の底上げを図るため、啓発パンフレットを作成・配布した。 環境自主行動計画については、支部が主催する研修会で内容を説明する他、ホームページでの公開や配布により周知を図っている。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	学識者から意見やアドバイスを受けている。
今後の展開	環境行動自主計画の見直しは 3 年ごとであり、引き続き、業界内での生物多様性保全の取組推進と意識の底上げに注力していく。また、これまでは内部で収束していたが、今後、外部団体との連携も視野に入れた活動を検討している。
参考ウェブサイト	http://www.nikkenren.com/

日本製薬工業協会	
取組	「生物多様性に関する基本理念と行動指針」の作成と会員企業への啓発活動
背景	生物多様性基本法の制定や経団連の生物多様性宣言の策定などにより、協会内で生物多様性の保全などに関する意識が高まった。この気運を受け、環境安全委員会で勉強会を積み重ね、議論をした結果、協会として生物多様性に関する指針を出すこととした。 各社の環境担当者としては、生物多様性の保全を実施するということを経営層に説明することが重要であった。この支援も、協会として生物多様性指針を作成する一つの目的であった。
概要	■「生物多様性に関する基本理念と行動指針」の作成 事務局にて経団連の生物多様性宣言をベースに、他業種の指針も参考にしつつ、指針の案を作成した。これを環境安全委員会の案として製薬協の理事会に諮り、他の委員会にも了承を得た上で、2012年1月に「生物多様性に関する基本理念と行動指針」として公表した。 行動指針は以下の4項目から構成される。 1. 地球温暖化防止の取組の推進 2. 資源の持続可能な利用 3. 化学物質による環境リスクの低減 4. 生物多様性保全への基盤作り 業界を挙げて生物多様性の保全に取り組む上で特に意識したのは、「業界としての足場作り、底上げ」（これまで取組を実施していない企業のボトムアップ）であり、4つの柱の中でも特に「4. 生物多様性保全への基盤作り」（コミュニケーション）が重要だと考えた。 ■会員企業への啓発活動 会員企業への啓発活動として、以下の取組を実施している。 ・ 2014年1月に開催した環境技術研修会では、外部講師の講演と製薬協内で生物多様性分野での先進企業による事例の発表をセットで行った。 ・ 環境省が実施したアンケート内容を参考に、環境安全委員会のメンバー企業（22社）を対象にアンケートを実施し、事務局で集計・分析した上で各社にフィードバックした。この際、他社の参考とするため、各社の事例を収集し、アンケート結果の紹介などにおいては事例紹介をセットにするようにした。
所属団体とのコミュニケーション	「生物多様性に関する基本理念と行動指針」を発表した際には、会員企業には会報の他、環境安全委員会の総会や各種研修の場で発信した。 また、上記の通り、定期的な研修会などにおいて、会員企業の啓発活動を行うとともに、これらの場において所属企業のニーズ把握などを行っている。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	外部のステークホルダーに対しては、協会の刊行物「製薬協ニューズレター」で発信したほか、環境報告書にも掲載した。この際、なぜ指針が必要なのかを説明することに力を入れている。 環境安全セミナー、環境技術研修会などにおいて、外部から講師を招き、生物多様性に関する講演を実施している。
今後の展開	早期の行動指針などの見直しは考えていないが、国などから新たな方針が発表された場合には、これに合わせた見直しや、ガイダンスの作成を行うことを考えている。
参考ウェブサイト	http://www.jpma.or.jp/

日本製紙連合会	
取組	「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」の策定
背景	CBD-COP10 以降、国際的な環境への意識の高まりとともに、海外植林地における生物多様性保全について個別企業ではなく業界団体全体での取組が必要ではないかとの会員企業から要望が増加してきた。当時、海外植林地における違法伐採が問題となり、海外産業植林センターによる検討委員会が立ち上がったことをきっかけに、製紙業界としての取組の方向性を決めるための検討がスタートした。
概要	■「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」の策定 2012 年度は一般市民や市民団体にアンケートを実施し、2013 年度は社会や NGO、消費者の要望から論点整理を行い、製紙業界の企業活動と生物多様性の関係性を把握した。これらの結果から外部ステークホルダーを交えた委員会での合意を経て、2014 年 6 月に「生物多様性に関する日本製紙連合会行動指針」を策定した。 会員企業が取組を進めるにあたり、製紙産業の企業活動が生物多様性に特に影響を及ぼし、影響の低減に貢献できる分野として、①原料である木材資源を自ら造成するにあたって推進する持続可能な森林経営、②原料である木材資源が環境・社会面の影響に配慮した持続可能な森林から供給されたものであることを確認する責任ある原料調達、③企業が自主的に行う社会的な環境貢献活動の 3 つを挙げている。 指針ではこれらに配慮した企業活動を行うための具体的な行動について 5 つの項目で示されている。以下に一部の例を示す。 1. 企業体制：企業の経営方針に「生物多様性の保全の概念を取り入れる」ことや推進体制の構築、外部ステークホルダーとの連携について記載。 2. 持続可能な森林経営：管理計画に生物多様性を位置づけること、認証制度（FSC、PEFC、SGEC など）の積極的な取得 3. 責任ある原料調達：原料調達における配慮だけでなく、サプライヤーからのトレーサビリティ・レポートの提出、現地調査の推進など推進する取組が具体的に示されている。 上記以外にも、4.社会的な環境貢献活動や 5.対外的な連携の強化といった項目がある。 ■環境行動計画との連携 上記の指針より前に策定された環境行動計画(2012 年 4 月)のなかで「持続可能な森林経営の推進」等についてすでに明示されており、指針の一部と連携する形となっている。
所属団体とのコミュニケーション	林材部会には、会員企業で木材チップを取り扱う主な企業の担当者が入っているため、部会でコミュニケーションを図った。「取り組まない」ことのリスクを共有することが、重要なポイントである。研修等は特に実施していない。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	指針策定時に学識者や市民団体、原材料部企画運営委員会のメンバーを中心とした会員企業からなる委員会を立ち上げ、外部ステークホルダーの意見を踏まえた形で指針を策定した。個々の市民団体等との関係は、各企業が個別にもっているため、連合会としては特定の市民団体とは連携をしていない。
今後の展開	今後、会員企業の取組状況を把握し、取組情報を開示していくにあたり、データの収集を工夫して行っていく。会員企業の能力構築の支援は、モニタリングを実施し、結果をフィードバックする中で、徐々に実施していく予定である。
参考ウェブサイト	http://www.jpa.gr.jp/



写真提供：日本製紙連合会

電機・電子 4 団体 ※電機・電子 4 団体：一般社団法人日本電機工業会（JEMA）、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）、 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMA）、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）	
取組	行動指針の策定、生物多様性との関係性の把握及び普及啓発ツールの開発
背景	CBD-COP10 で採択された愛知目標の達成において、国、地方自治体、企業、市民団体などあらゆる層が活動することが求められていることを受け、電機・電子 4 団体では、地球環境保全に係る様々な課題のうち「生物多様性の保全」も重点項目の一つと位置づけた。2011 年 5 月には、電機・電子業界における生物多様性保全の推進支援を目的として「生物多様性ワーキンググループ(WG)」を発足し、様々な検討・取組を進めることとした。
概要	■行動指針の策定 愛知目標に対する電機・電子業界としての貢献を明確にするともに、業界全体での生物多様性保全活動を加速することを目的として 2015 年 3 月に「電機・電子業界における生物多様性の保全にかかわる行動指針」を策定した。本指針では業界における生物多様性保全の取組の方向性や取組事例を具体的に示しており、会員企業における取組の推進を図ることとしている。 ■愛知目標との関連性整理と事例集作成 電機・電子業界各社が取り組んでいる環境保全活動、並びに生物多様性保全活動と愛知目標との関連性を事業のライフサイクルステージごとに検討した結果、愛知目標の 20 の個別目標のうち、17 の個別目標に関連性があることを明らかにした。さらに生物多様性保全活動を始める企業が取組の入り口となりうる項目を 3 つ（目標 1：教育・普及啓発、目標 4：生産と消費、目標 5：生息地破壊の防止）抽出した。また、具体的な取組事例として会員企業が実施している生物多様性保全の先進的取組を事例集としてとりまとめ、公開している。 ■教育・啓発用ツール「Let's Study Biodiversity (LSB)」の開発 生物多様性の教育・啓発用ツールとして「Let's Study Biodiversity (LSB)」を開発した。企業活動と生物多様性との関係性についての理解、保全活動の促進を目的としたツールである。会員企業において生物多様性に関する従業員向けの導入トレーニングの教材として活用が始まっている。 画像提供：電機・電子 4 団体 画像提供：電機・電子 4 団体
所属団体とのコミュニケーション	LSB、行動指針等の説明会やセミナーの開催、アンケート等を通じて各企業からのリクエストを引き出すなど、積極的にコミュニケーションを図っているほか、業界としての取組を推進するために出張授業なども実施している。また WG に主要企業の担当者が参加しているほか、上位組織である環境戦略連絡会で情報共有を行っている。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	愛知目標との関係性を把握する際に IUCN（国際自然保護連合）や NACS-J（日本自然保護協会）、環境省などに意見照会を実施した。 展示会・講演会等で LSB の PR や、取組の紹介を実施している。
今後の展開	生物多様性に関する業界行動指針に基づき LSB を活用したパイロット事業の実施や、会員企業の取組事例データベースを構築するなどボトムアップを図っていく。 また、名古屋議定書への批准や生物多様性の定量評価など、新たな国際動向や課題における業界への影響について検討していくことで、生態系サービスを持続的に享受し得る事業環境を目指す。
参考ウェブサイト	http://www.jema-net.or.jp/

名古屋商工会議所	
取組	「事業活動と生物多様性ガイドブック」の発行
背景	愛知県は「愛・地球博」において環境に関する先進的な取組を進めてきた経緯がある。ポスト万博と言われる中で、名古屋市での CBD-COP10 の招致が決まり、商工会議所としても CBD-COP10 を盛り上げるためにも環境分野にもっと力を入れていきたいという認識があった。また、CBD-COP10 の準備にあたり、企業に対する呼びかけは 1 つの柱となっていた。 CBD-COP10 では愛知目標や名古屋議定書が採択され、今後、産業界においても生物多様性の保全と持続可能な利用という考え方がより重要となっていくことをふまえ、本ガイドブック作成に至った。
概要	■「事業活動と生物多様性ガイドブック」の発行 本ガイドブックは主に中小の事業者による活用を想定して作成したものであり、2012 年 3 月に発行した。 ガイドブック冒頭に名古屋商工会議所としての生物多様性に関する取組方針を示した上で、個別の事業活動が生物多様性とどのように関連しているか、そこから生じるチャンスやメリット、あるいはリスクがどの程度なのか、その関連性についてどのように考えたらよいか、等についてわかりやすく解説している。 自社の事業活動と生物多様性の関わりを確認できるチェックシートや先進企業事例（8 社）も掲載されているほか、事業者の取組内容と愛知目標との関係性が明示されており、今後、愛知目標の達成に向けて事業者の具体的な取組の参考となるヒントが多く掲載されている。 ガイドブック発行時は概要版を配布し、セミナーやワークショップも開催して周知を図った。  画像提供：名古屋商工会議所
所属団体とのコミュニケーション	ガイドブックの事例掲載企業にとっては PR のメリットがあったとの反応があった。 また、会員企業の環境活動をサポートする会員制のクラブとして「名商 eco クラブ」を設置し、視察会、セミナー、交流会、専用 WEB による自社 PR などによるビジネスチャンス獲得等をサポートしている。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	ガイドブック作成時には環境委員会の中に有識者や大企業を含む専門部会を設置し、幅広い観点から検討を進めた。 愛知県や名古屋市とは常時連携している。ビジネス分野では環境パートナーシップ・CLUB (EPOC) との連携や、イベント時には経団連等と連携することもある。日本商工会議所のウェブサイトでも名古屋商工会議所の取組が紹介されることもあり、ガイドブックも紹介された。
今後の展開	ガイドブック作成後から数年経過し、現時点で大きな反応はないが、地道に普及啓発に努めていく。また、2014 年度は、環境関係の別の取組として ESD (Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育) に力を入れており、2014 年 10 月には冊子「企業が取り組む環境教育～ESD の普及に向けて～」を発行した。この中で紹介している企業の環境教育に関する取組事例は、生物多様性保全に係る企業の取組においても参考となる内容となっている。
参考ウェブサイト	http://www.meisho-ecoclub.jp/

地方公共団体の取組事例

生物多様性の保全と持続可能な利用が主流化されるためには、大手の事業者のみならず中小の事業者にも取組の裾野が広がること、さらには一次産業との結びつきが強まることが望ましく、地方に根ざす行政機関である地方公共団体の担う役割が、今後ますます大きくなると考えられます。いくつかの地方公共団体では、既に、生物多様性自治体ネットワーク※などの情報共有の仕組みを活用しながら、先駆的な取組を進めています。

ここでは、社会貢献活動だけではなく生物多様性に配慮した事業活動を促進する施策を実施している（また、今後実施することを明示している）など、先駆的な取組を進めている 11 の地方公共団体の取組を紹介します。

愛知県	p.21
滋賀県	p.22
徳島県	p.23
福岡県	p.24
札幌市	p.25
横浜市	p.26
新潟市	p.27
静岡市	p.28
名古屋市	p.29
福岡市	p.30
東京都港区	p.31

※生物多様性自治体ネットワークについて

自治体が生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について相互に情報発信を行うとともに、「国連生物多様性の 10 年日本委員会」の構成員として他のセクターとの連携・協働をはかり、愛知目標の実現に資することを目的として 2011 年に設立されました。主旨に賛同する自治体を対象に、全国の道府県、政令市、市町村など 139 の自治体で構成されています。（2015 年 3 月現在）

自治体同士で相互に情報を交換しながら、CBD-COP10 の成果の継承、生物多様性の浸透・主流化、多様な主体との連携の強化、生物多様性地域戦略の策定・改訂の実践、生態系ネットワークの構築、環境教育の推進など、様々なテーマに取り組んでいます。

愛知県	
背景	2010 年、愛知・名古屋で開催された COP10（生物多様性条約第 10 回締約国会議）において、生物多様性保全に向けた世界共通の目標「愛知目標」が採択された。COP10 の開催地である愛知県には、「愛知目標」の実現に向けた先導的な取組が期待されている。 また、産業活動が盛んな愛知県の特色を踏まえ、環境と経済の調和を図る必要がある。
概要	愛知県は、県民や事業者、NPO、行政といった多様な主体が、共通の目標のもとにコラボレーション（協働）しながら生物の生息生育空間の保全・創出を行い、生態系ネットワークの形成を進める、本県独自の「あいち方式」を推進している。「あいち方式」の大きな柱である「生態系ネットワーク」及び「あいちミティゲーション」の概要は以下の通りである。 ■生態系ネットワーク - 自然の状況や文化的要素等を勘案して区分した県内 9 地域ごとに、多様な主体からなる「生態系ネットワーク協議会」を立ち上げ、17 の指標種の生息可能性を示す「ポテンシャルマップ」（県作成）や各地域の生態系調査を踏まえて、地域ごとにロードマップを作成し、多様な主体の協働により具体的な取組を推進 ■あいちミティゲーション - 開発に伴う自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を生態系ネットワーク形成に役立つ場所や内容で代償することで、開発区域内外の自然の保全・再生を目指す取組 - 開発者に対し、県条例の届出における従前からの緑地率（量）の確保の指導に加え、質の確保（在来種の植栽、工法や緑地の配置に係る配慮等）に係る取組を提案 企業を含む民間団体の参画として、以下の方法などが考えられる。 - 自らの土地で自然の保全や創出を行い、生態系ネットワークづくりに参画する - 自らの土地以外で自然の保全や創出に取り組み、生態系ネットワークづくりに貢献する - 生態系ネットワークづくりに関連するコミュニティビジネスを企画・実施する なお、企業等は「あいち方式」への参画によって、以下のメリットが考えられる。 - 緑地に関する規制の面積要件の緩和 - 行政によるコミュニティビジネスの構築支援や参画機会の獲得
地元経済界との連携	多様な主体により地域ごとに設立した「生態系ネットワーク協議会」には、地域に立地する数多くの有力企業が参画し、企業等の進める取組が生態系ネットワークづくりに大きく役立っている。 また、地元経済団体や地域のロータリークラブなども、「あいち方式」による生態系ネットワークづくりの取組に理解を示し、協議会に参画している。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	各地域の協議会においては、大学、生活協同組合、NPO、地元経済団体などが議論の中心となり、企業、学生団体など様々な主体が協働して取組を進めている。 また、開発事業者等に対し、県が具体的な取組を提案する際に、事業者の同意を得て県が学識者などの専門家を派遣し現地調査を行い、専門家の助言・支援を得て提案を行っている。
今後の展開	企業等に具体的な提案を行うためには、自然の保全・創出の取組に係る専門性が必要である。学識者などの専門家の助言・支援を受けるとともに、県職員自身が提案能力（ビジネスの発想）を身に着けることが一番の課題と認識している。
参考ウェブサイト	http://www.pref.aichi.jp/

滋賀県	
背景	滋賀県は琵琶湖を擁していることなどから、従来から県民・事業者・活動団体等の環境意識が高い県であった。 2012 年 3 月の知事と滋賀経済同友会の懇談会において、滋賀経済同友会から生物多様性に関する新たな表彰制度について提案がなされ、1 年の議論を経て、2013 年度に創設した。 滋賀経済同友会には既存の表彰制度として CSR 大賞が存在していたが、滋賀県内で実施されている生物多様性の取組を表彰することを意図し、滋賀県と滋賀経済同友会が共催で「しが生物多様性大賞」を実施している。
概要	■「しが生物多様性大賞」の創設 当該制度への応募資格は以下に示すとおりである。 (1) 滋賀県内で企業と協働して実施している生物多様性の活動に取り組まれている団体・組織（企業・NPO・地域・学校・行政等）。一つの活動について、複数の団体・組織が参画されている場合は、代表団体が応募する。 (2) 滋賀県内の活動であれば、応募団体の所在は滋賀県内外を問わない。 評価にあたっての評価基準は以下のとおりである。 ・活動の波及性（優秀な活動例として他の模範となる活動かどうか） ・協働の力を十分に活かした活動であるかどうか ・地域の生物多様性保全に貢献するか ・専門家の助言を得る等、科学的な知見を考慮した活動であるか ・活動の継続性・活動の発展性、組織的な活動かどうか ・滋賀らしい活動であるか  写真提供：滋賀県
地元経済界との連携	当該制度は滋賀経済同友会の提案のもと、滋賀県と滋賀経済同友会の共催で実施するものである。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	評価のための委員として、滋賀県立琵琶湖博物館や滋賀県琵琶湖環境科学研究センターの研究者や、著名な地域活動家が参加している。
今後の展開	開始から年数が経過するとともに関心が低下しがちであるため、より一層積極的に広報を行い、生物多様性の主流化を進める。 表彰の場を活かして、多様な主体のマッチングが進むよう、その方策を検討する。
参考ウェブサイト	http://www.pref.shiga.lg.jp/

徳島県	
背景	徳島県では、市民団体、学識経験者、関係機関有志が連携し、情報や課題、立場の違いを共有しながら、取組を推進していくための「生物多様性とくしま会議」（以下、とくしま会議）が2010年6月に発足した。 県は、とくしま会議と連携しながら、タウンミーティングを開催するなど市民の意見を反映しつつ、2013年10月に「生物多様性とくしま戦略」を策定した。とくしま会議は、戦略策定後もその推進を支援している。 戦略では、地域資源としての生物多様性を活かしたコンパクトな循環型社会の実現をめざして、2017年までの「14の目標」、目標を達成するための「55の行動目標」、「行動計画の達成度を評価する「35の指標」を設定し、取組を実施している。
概要	■チェックリストの作成・配布 事業者が自社の活動を評価するためのリストを作成する予定である。これにより、事業者に対し生物多様性保全に関わる取組が企業価値を高めることにつながるという気付きを与え、積極的な参加が促進されることを目指している。 ■就職活動の場における生物多様性の取組の普及 大学や高校と連携し、生物多様性と経済活動の関係性について気づきの場を設定した。就活生に①県内事業者の生物多様性保全の取組状況やCSR等の情報を提供し、②生物多様性の保全と利活用をととした企業間連携が県内でも行われているという気付きをもってもらうという取組を実施した。これは就職活動としてのマッチングの場とするともに、事業者自身の意識を高めることも狙いとしている。 ■農業における取組の実施 有害鳥獣の有効利用の検討、エコファーマー等の認証の推進などを実施している。また、県西部で伝統的に営まれてきた急傾斜地農耕システムの世界農業遺産への登録を目指す取組を展開している。 ■サイエンスカフェの開催 普及啓発としてとくしま会議が主催し徳島大学の学生が運営するサイエンスカフェを年間4～5回開催している。  生物多様性とくしま戦略 ～生物多様性という地域資源を活かした コンパクトな循環型社会の実現を目指して～ 徳島県 画像提供：徳島県  職・人・生きもの 3月7日(水) 画像提供：徳島県
地元経済界との連携	戦略策定の際、生物多様性と事業との関係を聞くアンケートを実施した。 2014年度には、事業者の生物多様性への意識や取組の現状を聞くアンケートを実施した。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	戦略の推進にあたり、県はとくしま会議から全面的な支援を受けている。とくしま会議では月1回の定例会があり情報を共有している。とくしま会議を通じて、市民団体（NGO、NPO）や大学等の研究機関と連携をはかっている。 市町村レベルでは生物多様性全般について取組を実施できる場所は少ないが、阿南市では生物多様性ホットスポットを選定するなど生物多様性地域戦略策定につながる動きがある。 関西広域連合の生物多様性部門においては、「(仮称)関西の残したい自然エリア」の選定を進めており、これに徳島県も参加している。
今後の展開	生物多様性の保全が、企業活動につながるという理解がなかなか浸透しないというのが現状であり、フォーラム等を開催して具体的な事例を紹介するなど、啓発と連携の構築を図っていく。 また、上記で記載の事業者向けのチェックリストの作成を実施していく。 事業者が生物多様性保全に取り組むには消費者からのアプローチも重要であることから、生物多様性の認知度向上をになう生物多様性リーダーを育成していく。
参考ウェブサイト	http://www.pref.tokushima.jp/

福岡県	
背景	福岡県では、豊かな自然共生社会の実現を目指し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するために「福岡県生物多様性戦略」を2013年3月に策定した。行政、県民、企業、NPO・ボランティア団体など多様な主体が連携・協働して、自然の恵みを持続的に享受できる社会の実現を目指すとしている。その行動計画において県民への普及啓発を位置付け、生物多様性に配慮したライフスタイルの浸透や農林水産業の普及の他、環境省の生物多様性民間参画ガイドラインの普及による企業の取組促進と支援などを謳っている。
概要	「福岡県生物多様性戦略」の施策のひとつとして、生物多様性に関する情報を多くの人が利用しやすいように提供する生物多様性 Web サイトの開設を挙げている。ここで「学校、企業、農林水産業の優良事例」や「生物多様性に貢献できる認証制度や認証製品など」の情報を発信することとしている。また、福岡県 NPO ボランティアセンターが、県内の8,500社にメールマガジンを配信できる仕組みを保有しており、これを利用して企業への呼びかけを実施している。 ■情報の収集と公開 福岡県ホームページの「福岡県内で生物多様性の保全に貢献している団体・教育機関、企業・認証制度」の中で県内で生物多様性の保全に取り組んでいる企業・団体及び認証制度等の情報のリストを公開している。また、2014年3月に Facebook を活用し、「福岡県生物多様性 Web 情報サイト」を開設し、企業との協働による保全活動の内容等最新の情報を掲載しているほか、生物多様性に関するリンク集を掲載している。ここには週に1件程度の投稿がある。 企業に対しては、上記の NPO ボランティアセンターのメールマガジンを利用し、企業による生物多様性の取組に関する情報収集を行っている。 ■地域環境協議会の設置 県内6カ所の保健福祉環境事務所が事務局となり、地元市町村、保全団体、教育関係者、事業者を構成員とし、地球温暖化、3R、自然共生の3分野の推進に取り組む「地域環境協議会」を設置している。各協議会においては、水辺教室や多様な主体の交流会などの事業を実施するほか、管内の市町村主催の環境フェア等に参加し、生物多様性のブースを設けている。 画像提供：福岡県
地元経済界との連携	地域環境協議会が企業との連携の場となっている。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	2002年から減農薬・減化学肥料栽培農産物の認定事業を開始した。
今後の展開	県内企業が行政やNPO・ボランティア団体等と連携して生物多様性保全への取組の参画を促すためのインセンティブの検討、さらなる優良事例の紹介等が検討事項である。
参考ウェブサイト	https://facebook.com/fukuokabiodiversity/

札幌市											
背景	2008 年 6 月に「環境首都・札幌」を宣言したことをきっかけに、大都市としての環境や社会に対してアクションする責任があるという意識から、札幌市では環境保全の取組を進める気運がさらに高まった。この流れのなかで札幌市の自然環境の状況を評価するために、2011 年度に環境調査を実施するとともに、札幌市環境審議会に 5 名の有識者からなる専門部会を設置し、地域戦略について検討を開始した。2012 年度には市民・企業を対象としたアンケートの結果を活用した指標を作成し、2013 年 3 月に「生物多様性さっぽろビジョン」を策定した。										
概要	■生物多様性さっぽろビジョンの策定 ビジョンでは、札幌市をゾーニングし、それぞれの生態系ごとに札幌市の生物多様性を評価しているほか、4 つの柱（理解する、協働する、継承する、活用する）のもと施策を推進している。目標達成のために、自然環境の保全（有識者の指導による）及びライフスタイルの見直し（行政が取り組みやすい）という 2 つのアプローチを採用している。 ビジョンでは、目標達成のためにアンケートに基づく値（認知度など）を指標として数値目標を掲げている。定期的なアンケート（モニタリング）により施策の進捗状況を定量的に把握しており、PDCA を回せるという点で特筆すべき取組である。具体的な指標としては、以下のものが挙げられる。中期的には 2020 年を一区切り（見直しのタイミング）とし、最終的には 2050 年を目標年次としている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策の柱</th><th>指標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理解する</td><td>・生物多様性の理解度</td></tr> <tr> <td>協働する</td><td>・生物多様性保全活動に参加している市民・事業者の割合</td></tr> <tr> <td>継承する</td><td>・主な生息・生息地における指標種の生息状況</td></tr> <tr> <td>活用する</td><td>・自然と積極的に触れ合っている市民の割合 ・市民の地産地消や環境配慮商品の利用促進 ・事業者の原材料調達時の配慮の促進</td></tr> </tbody> </table> ■生物多様性さっぽろ実践ハンドブックの作成 一般市民に向けた生物多様性保全の行動を促すための普及啓発資料として 2014 年 3 月に発行した。日常生活の中ですぐに取り組むことのできる 30 事例を紹介している。 ■さっぽろエコメンバー登録制度の実施 環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所を登録し、その取組を広く市民等に紹介する制度であり、融資を受けやすくするなどのインセンティブがある。 ■さっぽろ環境賞による表彰 環境保全に貢献する個人、企業、団体を表彰する。2014 年度に「生物多様性保全部門」が新設され、第 1 回は北洋銀行が優秀賞を受賞した。 ＜生物多様性さっぽろビジョン＞ 画像提供：札幌市 ＜実践ハンドブック＞ 画像提供：札幌市	施策の柱	指標	理解する	・生物多様性の理解度	協働する	・生物多様性保全活動に参加している市民・事業者の割合	継承する	・主な生息・生息地における指標種の生息状況	活用する	・自然と積極的に触れ合っている市民の割合 ・市民の地産地消や環境配慮商品の利用促進 ・事業者の原材料調達時の配慮の促進
施策の柱	指標										
理解する	・生物多様性の理解度										
協働する	・生物多様性保全活動に参加している市民・事業者の割合										
継承する	・主な生息・生息地における指標種の生息状況										
活用する	・自然と積極的に触れ合っている市民の割合 ・市民の地産地消や環境配慮商品の利用促進 ・事業者の原材料調達時の配慮の促進										
地元経済界との連携	市内の企業を対象とするアンケートや企業に関わるイベント・セミナー等の実施にあたっては、札幌市商工会議所を通じた広報及び情報提供を行っている。										
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	ビジョン策定時には札幌市環境審議会に 5 名の有識者（大学機関、NPO 等）からなる専門部会を設置し、内容の検討を行った。 北海道生物多様性保全活動連携支援センター（HoBiCC）と連携してイベントやセミナー等を開催している。										
今後の展開	「生物多様性」について評価するために不足しているデータを補完していく予定である。 また普及啓発については現状市民向けのイベントが主であるところを、企業向けのセミナー等を開催するなど、企業活動における生物多様性の主流化も促進していく。										
参考ウェブサイト	http://www.city.sapporo.jp/										

横浜市	
背景	横浜市の生物多様性地域戦略である「生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）」では、具体的な取組として「企業の環境行動の広報」「市民と企業等との連携」など企業の取組支援や企業をはじめとした様々な団体等と連携する取組を掲げている。
概要	■環境活動の表彰（横浜環境活動賞） 横浜市では地域の環境活動を推進し、環境にやさしいまちづくりを進めることを目的に、1993年度から市民、学校、企業を対象に、横浜市内で様々な環境保全・再生・創造の取組を積極的に行っている団体を表彰する横浜環境活動賞の授与を行っている。選考は、取組姿勢、過去の実績、効果、横浜においての先駆性・模範性などの特色、取組結果の公表、地域社会との連携等の視点をもとに行われる。 2011年度からは「生物多様性特別賞」を新設し、生物多様性に貢献する取組を表彰している。 【審査基準】 (1) 取組姿勢、実績 環境に対する企業理念の設定、管理体制など (2) 環境保全・再生・創造への効果 環境に配慮した製品や技術開発、サービスの提供・導入など (3) 活動の特色 地域社会等との連携、支援、参加など (4) 先駆性、模範性  第 21 回横浜環境活動賞表彰式 (平成 26 年 6 月 6 日) 写真提供：横浜市
地元経済界との連携	中小企業に生物多様性の取組を進めてもらうため、どのような働きかけが可能なのか、関係団体と意見交換を行っている。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	事業者・市民団体・市役所が講師となる出前講座を実施している。 生物多様性に関する認証やエコラベルの付いた製品の購入の促進などを行っている。 企業や大学等と連携し、生物多様性に関する研究を進めている。
今後の展開	中小企業を含めた企業に生物多様性の取組を進めてもらうためには、企業にとってのメリットを明確にすることが課題である。また、関係機関や市の他部局との連携が課題である。
参考ウェブサイト	http://www.city.yokohama.lg.jp/

新潟市	
背景	2012年3月に新潟市の生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮した施策の方向性を示した「にいがた命のつながりプラン ー新潟市生物多様性地域計画ー」を策定した。 本計画では、新潟市の田園や里潟、里山などをひとつにつなげた「生きものの生息生育空間」ととらえ、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むこととしている。新潟市の目指すべき将来像の実現に向け、下記に示す4つの基本方針に沿った様々な施策を展開している。 - I 在来動植物の生息・生育環境の保全・再生 - II 自然環境の持続可能な利用の推進 - III 人材育成・協働の推進 - IV 地球温暖化防止などの推進
概要	■シンボルプロジェクトによる“里潟”、“里山”、“田園”の生物多様性保全の推進 生物多様性の重要性を認識し、自然環境の保全に向けた取組を展開するため、プラン全体の牽引役となる4つのシンボルプロジェクトを実施している。中でも、新潟市の生物多様性におけるシンボリック的存在である「里潟」については、「命にぎわう里潟ネットワークプロジェクト」を展開し、希少種保全や外来種駆除等により自然環境を守るとともにラムサール条約への登録を目指している。また、「触れよう・学ぼう・受け継ごう！輝く里山プロジェクト」では、にいつ丘陵の市有林保全整備事業（木質バイオマスの活用）や角田山のにいがた生きものサポーターによる生きもの調査等を支援している。 ■多様な主体における「自然環境の持続可能な利用の推進」に関する施策の充実 自然環境の持続可能な利用の推進を促すため、消費者に対する持続可能性に配慮したライフスタイルの転換に向けた支援策の充実（グリーン購入、ゴミ減量等）、グリーンツーリズムやエコツーリズムの推進、生産者と消費者の連携による地産地消の推進、事業者に向けた生物多様性の保全に配慮した事業活動の要求（大規模開発事業・公共工事での配慮、環境保全に配慮した農業農村整備事業の推進、公害防止）等、各主体にむけた多様な施策を実施している。 ■人材育成・協働の推進 本計画を効果的・効率的に推進するため、生物多様性保全の担い手の育成、「にいがた市民環境会議」参画推進、事業者のCSR活動支援等、様々な主体における人材育成や協働を支援し、各主体の連携を進めることとしている。 写真提供：新潟市 画像提供：新潟市
地元経済界との連携	地元企業のCSR活動における生物多様性保全の取組（外来種駆除等）を市が窓口となって紹介している。また農業特区であり、1次産業である農業との連携は強い。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	近隣自治体として阿賀野市や佐渡市とイベント共催や情報共有等において連携している。自治体メーリングリストも活用し、情報交換を行っている。 新潟市民環境会議に市民活動団体が登録し、活動内容等を発表している。また、環境フェアやシンポジウム、イベント、ホームページ、Facebook等において市民に向け取組を紹介・PRしている。 計画に掲げている目標については新潟環境審議会において数値達成状況等を報告している。
今後の展開	市民の意識向上をさらに進めていくことが課題である。2015年度は「新潟市生物多様性地域計画」の指標の見直しを行い、2016年度の計画改定に向け準備を進めていく。
参考ウェブサイト	http://www.city.niigata.lg.jp/

静岡市	
背景	静岡市では、2011 年 11 月に生物多様性の保全とその持続可能な利用に向けて行政と市民が一体となって取り組んでいくべきことを示した「静岡市生物多様性地域戦略」を策定した。戦略においては、市の生物多様性に関する課題である「生きものの生息・生育環境の減少・劣化」、「生態系サービスの低下」「人と自然との関わりの変化」「環境負荷の増大」の解決に向け、人づくり、社会づくり、ライフスタイルの転換に関する 4 つの戦略を掲げ、これを推進する 3 つのリーディングプロジェクトを進めている。
概要	■里地里山保全・再生、人づくりプロジェクトの推進 管理の行き届かなくなった里地里山を市民・NPO 等との協働により保全・再生・管理し、持続的な維持に取り組んでいる。里地里山アドプト推進事業として、里地里山の保全に取り組む市民や NPO を支援しており、一例として、里山の生態系機能を低下させる放任竹林の対策のため、竹活用とごみ減量化を組み合わせた取組等が進んでいる。 環境学習リーダーの育成にも力を注いでおり、静岡市環境大学で年間 31 講座を受講するとリーダーの資格が得られる制度を設け、毎年 25 人前後の卒業生を輩出している。リーダーは環境学習の指導者として派遣している。 生物多様性に配慮したライフスタイル推進事業では、農業分野において、エコファーマー認定取得の支援・推進等、環境保全効果の高い営農活動を普及・促進している。また森林認証制度等の認証マーク・認証制度の周知にも努めている。静岡産業フェアでは由比漁協や、FSC 認証取得の林業協会の取組等を紹介し、認知度拡大を目指している。 ■南アルプス・井川エコパークプロジェクトの推進 南アルプスとその周辺の井川地域において、生物多様性の保全と住民の生活向上に寄与するための環境教育や自然体験を実施している。エコツーリズム推進事業では、環境省のエコツーリズム推進アドバイザー派遣事業も利用し、エコツーリズムの普及・啓発を図っている。南アルプスの高山植物保全・再生事業では、南アルプス高山植物保護ボランティアネットワークと連携して南アルプスの高山植物の保全・再生に取り組んでいる。保全・再生活動の将来の担い手を育成するため、山岳部等に所属する高校生等も対象とした高山植物保護セミナーを開催したり、活動を知ってもらうための講演会を開催したりしている。 ■生きもののモニタリングプロジェクトの推進 “静岡市版生きもののマップ”作成事業として静岡市内の生物多様性に関するモニタリング調査を実施している。市内の 24 の散策ルート上でみられる生きものを掲載したルートマップ作成、また、市が実施したモニタリング調査及び市民からの投稿情報を、ウェブサイト「しぜんたんけんてちょう」内の「生きもののマップ」に掲載し、情報発信している。 外来種の適正管理事業では、特定外来生物等の外来種に対する市民の意識向上を図るため、モデル地区における外来種駆除作業等を実施している。麻機遊水地では静岡大学や近隣中学校と連携して、ミシシippアカミガメの防除体制の構築に取り組んでいる。また、藁科川では地元集落の住民と連携してオオキンケイギクの駆除作業を実施している。
地元経済界との連携	静岡商工会議所の「新産業研究会」に対し、里地里山アドプト事業での竹活用の取組を紹介した。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	活動主体を育成し自立を支援していくため、3 つのリーディングプロジェクトを推進する活動団体相互の情報交換とネットワークを構築するための「市民フォーラム」を開催している。
今後の展開	2014 年 6 月には南アルプスユネスコエコパーク（生物圏保存地域）が登録されたことから、エコパークの理念に基づき、市民・事業者・行政が一体となって、自然と共生する地域社会の発展を目指す取組を促進していく。
参考ウェブサイト	http://www.city.shizuoka.jp/



写真提供：静岡市

名古屋市	
背景	名古屋市では、愛知目標や名古屋議定書が締結された 2010 年 10 月に CBD-COP10 が開催され、もともと環境意識の高い地域性も相まって、市内でも様々な企業による取組が実施された。 2010 年 3 月に作成・公表された「生物多様性 2050 なごや戦略」には、2 つの柱が設定されており、1 つは「身近な自然の保全」で、「ライフスタイルの転換」が 2 つ目の柱となっている。
概要	「生物多様性 2050 なごや戦略」に掲げられた戦略のうち、戦略 2 には「環境負荷の少ない暮らし・ビジネスの創造」が掲げられている。これを実現する方針として、「自然を生かした快適な省エネライフの実現～生物多様性配慮と気候変動対策の統合～」、「新たなビジネスモデルの創造～生物多様性への貢献と活用～」、「かしこい商品選択と流域圏の連携強化～持続可能な農林漁業を支える流通・消費～」が設定されており、具体的には以下に示すような取組を実施している。 ■リーフレットの作成・配布 2012 年 9 月に「あなたの仕事×生物多様性」というリーフレットを作成した。このリーフレットは 3,000 部印刷し、企業を対象とした環境セミナーや講習会等で配布している。 （類似のリーフレットとして、「あなたの暮らし×生物多様性」という市民向けリーフレットも作成・配布している） ■名古屋エコ事業所認定制度 従来から実施している制度として、「エコ事業所認定事業」がある。「事業所の所在地が名古屋市内にあること」と「環境に配慮した取組及び評価点」表により、評価点が 6 点以上あること」が認定基準であり、2012 年度より「環境に配慮した取組及び評価点」に生物多様性に関する項目を入れた。なお、市の発注事業において、指名競争入札の場合は認定事業所を優先することができ、優遇措置としても機能している。 また、「『環境に配慮した取組及び評価点』表により、評価点が 15 点以上あること」や「環境に配慮した取組結果をまとめた環境活動レポートを市に提出し、公表すること」などの要件を満たした事業所は、一段階上位の「優良エコ事業所」認定の対象となる。 画像提供：名古屋市
地元経済界との連携	名古屋市では、様々なタイミングにおいて、地域経済界を代表する主体である名古屋商工会議所と情報交換を行いながら取組を進めており、上記リーフレットの作成段階においても、意見照会等を行っている。 なお、名古屋商工会議所も「事業活動と生物多様性ガイドブック」を作成しており、全国的にも特筆すべき取組と言える。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	一般向けには、なごや環境大学をプラットフォームとして活動している。ここでは企業の方に講師になってもらうこともあり、企業の活動発表の場ともなっている。
今後の展開	中小企業と直接コミュニケーションをとる機会はあるが、その場でコスト削減やビジネスチャンスの獲得のような明確なメリットをいかに伝えるかが課題である。 また、消費者の消費行動について、生活に近い農産物については取組が浸透し始めていると思うが、実感がしにくい商品・サービスについて消費者の関心を喚起することが課題である。
参考ウェブサイト	http://www.city.nagoya.jp/

福岡市	
背景	福岡市では、市における生物多様性のあり方を考え、将来にわたって継続的にその恵みを享受するための市域ぐるみの行動計画として「生物多様性ふくおか戦略」を2012年5月に策定した。 策定にあたっては学識者や市民団体からなる検討委員会を設け、検討を実施している。 戦略は長期目標の100年後を見据えつつ10年間を基本サイクルとして、継続的なモニタリングを実施することとしている。
概要	■ 事業者へのアンケートと事例紹介 市内に事業所を有する一定規模以上の事業者等（255社）に対して生物多様性の取組に関するアンケートを戦略策定時に実施した（回答は93社）。その後も、連携の可能性についてアンケートを実施するなど積極的に事業者とのコミュニケーションを図っている。生物多様性ふくおか戦略の中でも取組事例として保有地管理や資源調達に関する取組が掲載されている。 ■ 生きものと私たちの暮らし トーク・カフェ 市民・大学・事業者など参加可能なフォーラムを年3～5回開催している。テーマは様々で、市民の普及啓発向けであるが事業者が講師となることもある。生物多様性に関して毎回切り口を変えたワークショップ（アートや図書、観察会など）を実施している。Facebookを通じて情報発信なども行っている。 ■ 福岡市環境行動賞（事業者部門） 環境にやさしい都市の実現をめざし、福岡市における環境の保全・創造に高い水準で貢献し、顕著な功労・功績のあった個人・団体・学校・事業者を表彰し、その活動を全市に広げることを目的として、創設した。評価分野は以下の5つである。 （1）地球温暖化防止（省エネルギー対策など） （2）ごみ減量・リサイクル （3）自然環境保護（里山保全・植林・博多湾保全など） （4）環境美化（地域清掃・花いっぱい運動など） （5）環境教育・学習
地元経済界との連携	個別企業とは、戦略策定時に、事業活動と生物多様性との関係および取組についてアンケートを実施したほか、その後も連携の可能性についてアンケートを実施した。今後は、ヒアリングなどにより個別企業の取組について事例を紹介していく。 商工会議所とは、現状連携がとれていないが、これまで廃棄物関係や温暖化対策では連携があったため方法を模索しているところである。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	市民向けのセミナーは区役所単位でも自然観察会などを実施している。 福岡県から福岡市への情報共有はあるが、まだ十分に連携をとれていない状況である。
今後の展開	アンケート結果を活用して、事業者との連携を検討していく。
参考ウェブサイト	http://www.city.fukuoka.lg.jp/



画像提供：福岡市



画像提供：福岡市

東京都港区	
背景	港区は人口約 24 万人が生活する住宅地であるとともに、日本の経済活動の中心地の一つである。事業者数は 3 万 7 千を超すほか、本社機能を置く事業者も多い。大企業のなかには生物多様性に関して先進的な取組を行っている事業者も多くある。また、観光客や大使館、外国人が多い都市でもあり、国内外に影響力を持っている。そのため、生物多様性における取組は、区民だけでなく事業者との連携が特に重要となっている。
概要	■「港区生物多様性地域戦略-生物多様性みなとプラン-」の策定 生物多様性の保全と持続可能な利用を、様々な主体との協働により総合的に推進するため「港区生物多様性地域戦略-生物多様性みなとプラン-」を 2014 年 3 月に策定した。計画期間は、2020 年とし、21 世紀半ばである 2050 年の長期目標も掲げている。 この戦略では、生物多様性について、めざす将来像をかかげるとともに、戦略の目標と行動方針、また、今後区民や事業者等と連携・協働して取り組んでいく行動計画や取組を定めている。 ■事業者と連携した戦略の策定 生物多様性地域戦略の策定の過程から、主に各種のイベントの開催を通じて事業者との連携を進めている。具体的には、区の事業者の自主的な取組について支援し、情報共有を促すため、区の事業者間の情報交換、ネットワーク構築等を支援することを目的とした「あつまれ事業者！港区の生物多様性フォーラム」を開催（共催）している。 このフォーラムでは、港区の自然や地形についての情報、事業者の活動事例等の情報が発表され、関係者で共有された。また、4 つのテーマに分かれて意見交換が行われ、最後には「港区の事業者による生物多様性宣言」が港区に手渡されている。  港区生物多様性地域戦略 -生物多様性みなとプラン- まちの活気と生きものが共存して、 生物多様性の恵みに感謝し、 笑顔があふれているまち・みなと あつまれ事業者！ 港区の生物多様性フォーラム 港区の事業者による生物多様性宣言 自然の高いポテンシャルを活かして 緑視率[※]を世界一、 生活とビジネスの調和した街を めざそう。 ビオトープネットワークで 土地の記憶を未来の子ども達に つなげよう。 企業、行政、区民が情報共有を行い、 港区版サプライチェーンの仕組みを作ろう。 港区に残された自然、 新たに作られた自然、 いのちの輝きを再発見し、 伝えて行こう。 ※緑視率とは、緑の面積が占める割合のこと。 画像提供：東京都港区
地元経済界との連携	「あつまれ事業者！港区の生物多様性フォーラム」の開催にあたっては、生物多様性について関心の高い港区の事業者が中心となって組織された「港区事業者フォーラム実行委員会」と連携している。
外部ステークホルダーとのコミュニケーション	生物多様性地域戦略の策定にあたっては、区民、事業者、教育機関等からアンケートによる意見収集を行ったほか、上述のフォーラムも含め、区民や港区内で働く人々との複数回の意見交換会（「いきもの作戦会議」）を実施した。また、生物多様性自治体ネットワークに参加し、他の地方公共団体との情報交換も行っている。
今後の展開	生物多様性地域戦略には、4 つの目標（「生物多様性を学ぶ機会が増え、理解が浸透している」、「生物多様性に配慮した暮らし・仕事が営まれている」、「自然や生きものと共存できるまちづくりが進んでいる」、「地域内外で協働の取組が進み、まちの魅力が高まっている」）が示された。
参考ウェブサイト	http://www.city.minato.tokyo.jp/

生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組
～事業者・事業者団体等の取組事例集～

2015 年 3 月 初版 発行

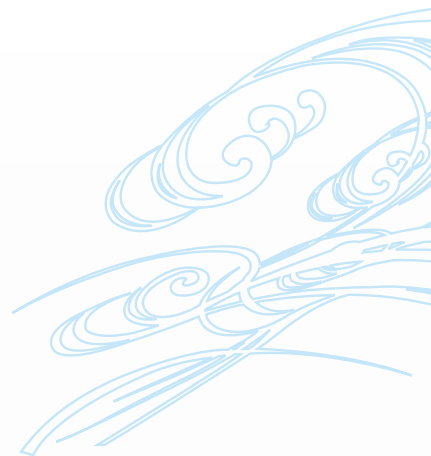
編集・発行 環境省自然環境局

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL: 03-3581-3351 (代表)

URL: http://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/

編集協力 いであ株式会社 ・ 公益財団法人地球環境戦略研究機関



地球のいのち、つないでいこう

生物多様性